

【愛媛県からのお知らせ】



国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策をはじめとする主な経済支援策

令和3年度補正予算を含む経済対策（事業規模79兆円）に盛り込まれた各施策を迅速かつ適切に執行。公共事業（2.0兆円）についても、感染症対策に万全を期すことを前提に、事業の円滑な執行を行う。地方独自のコロナ対策については、地方創生臨時交付金（地単分1.2兆円）等を通じて後押し。予期せぬ不足を生じた場合には、コロナ予備費（残額約1.8兆円）により機動的に対応。

1.事業主への支援

- ・**イベントの開催制限により影響を受けた事業者等への公演等の開催支援及びキャンセル費用の支援**
(J-L0D補助金(557億円の内数)【3月公募開始予定】、ARTS for the future ! 2 (556億円の内数) 【3月公募開始予定】等)
- ・**昨年11月～本年3月に売上が半減した事業者**（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）**への事業復活支援金**（上限：個人50万円、法人最大250万円）（2.8兆円）【1月31日受付開始】
⇒同期間に売上が30%以上減少した事業者に対しても、支給を実施（上限：個人30万円、法人最大150万円）
- ・**事業再構築補助金**（6,123億円）【第5次公募は1月20日より実施中】、**持続化補助金・ものづくり補助金**
- ・**I T導入補助金**（2,001億円の内数）
- ・**米価下落を受けたコロナ影響緩和特別対策**（165億円）
- ・**地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化**（既存予算の活用）、
地域のくらしを創るサステイナブルな地域公共交通の実現（285億円）

・企業の資金繰り支援等（融資規模16兆円）

⇒日本公庫等による実質無利子・無担保融資は、本年3月末まで継続

⇒日本公庫等・民間金融機関の既往債務の条件変更等の迅速かつ柔軟な対応や本業支援の要請

⇒日本公庫等の劣後ローンの積極的活用

⇒新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等の実施（政投銀・商工中金による支援強化

（民間協調融資原則の停止、資本性劣後ローンの金利引き下げ等）等）

2.雇用支援・職業訓練の強化

・雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金（労働特会を含め1.1兆円）

⇒本年3月までは特に業況が厳しい企業について、昨年12月までと同様の水準の支援。

・小学校休業等対応助成金・支援金（労働特会を含め55億円）（昨年8月～本年3月に取得した休暇が対象）

※個人申請の場合の手続きを改善

・産業雇用安定助成金等による在籍型出向の活用促進（既定経費）

・労働移動の円滑化・人材育成の強力な推進

⇒コロナ禍での非正規雇用労働者等に対する労働移動支援事業の実施（労働特会を含め558億円）

※求職者支援制度の訓練対象者の拡大、世帯収入要件の緩和等【緩和措置は12月21日より実施】、

トライアル雇用助成金の対象労働者の要件を緩和【緩和措置は12月21日より実施】

⇒キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化や待遇改善の推進（251億円（労働特会））【拡充措置は12月21日より実施】

・賃上げ促進税制や事業者への助成の拡充等を通じた賃上げの推進

⇒業務改善助成金の拡充【拡充措置は1月13日より受付開始】や事業再構築補助金【第5次公募は1月20日より実施中】、

持続化補助金・ものづくり補助金の活用による賃上げ環境の整備）

3.生活困窮者等への支援及び孤独・孤立対策、自殺対策等

- ・**子育て世帯への臨時特別給付**（予備費を含め1.9兆円）【追加給付分を含め、9割超の自治体が1月末までに支給開始】

⇒地域の実情に応じて、自治体の判断により以下的方式で支給可能

- ①先行分の5万円の現金と追加分の5万円の現金を組み合わせた給付
- ②先行分の5万円の現金と追加分の5万円相当のクーポンを組み合わせた給付
- ③年内の先行分の5万円とあわせた10万円の現金一括給付

※支給基準日より後の離婚等により支給対象となっていない現養育者に対しても支援給付金を支給

- ・**住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金**（1.4兆円）【2月末までに6割超、3月末までに9割超の自治体が支給開始予定】

- ・**学生等の学びを継続するための緊急給付金の実施**（675億円）【12月24日支給開始】及び授業料等減免・給付型奨学金、

緊急特別無利子貸与型奨学金等の各種支援策の周知・徹底

- ・**緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付**（4,581億円）

⇒緊急小口資金や総合支援資金（初回）の特例貸付の申請期限を3月末まで延長

⇒特例貸付の据置期間を12月末まで延長

- ・**特例貸付が限度額に達した等の一定の生活困窮世帯に対する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、申請期限を3月末まで延長するとともに、再支給を実施**（937億円）【12月以降再支給開始】

- ・**職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例及び住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給を継続**（3月末まで）（100億円）

- ・**高等職業訓練促進給付金や償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付等、ひとり親世帯等への支援**

- ・**新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による支援強化**（61億円）

- ・**NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等**

4. その他の施策

- ・より安全・安心を確保した制度に見直した、Go To キャンペーン等の消費需要喚起策

※「新たなGo To トラベル事業」（2,685億円（既定経費の活用（地域観光事業支援含む）を含めると1.3兆円））、
Go To イート（600億円）、イベントワクワク割（388億円）、がんばろう！商店街（既定経費）

- ・1人あたり最大2万円相当のマイナポイント第2弾（1.8兆円）

- ①マイナンバーカードの新規取得者等に対する最大5,000円相当のポイント【申込・付与は1月1日から開始】
- ②マイナンバーカードの健康保険証利用申込者に対する7,500円相当のポイント【申込・付与は6月頃から開始】
- ③公金受取口座の登録者に対する7,500円相当のポイント【申込・付与は6月頃から開始】

- ・エネルギー価格高騰対策【燃料油価格激変緩和事業は1月27日以降、元売事業者等に対し、価格上昇抑制の原資を支給開始】